

マイナンバー制度開始に伴う、介護保険認定申請に必要な書類について

マイナンバー制度開始に伴い、認定申請書及び被保険者証などに加え、申請者に応じて以下の書類が必要になります。

【本人申請】の場合

下記の①、②の書類からそれぞれ1つずつ、必要になります。

① 番号確認ができる書類 (いずれか1つの <u>写し</u>)
本人の個人番号カード、通知カード、住民票 (本人の個人番号が記載されたもの)、住民票記載事項証明書 (本人の個人番号が記載されたもの)
② 身元確認ができる書類 (いずれか1つの <u>写し</u>)
本人の個人番号カード、被保険者証、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、年金手帳

【家族・事業者申請】の場合

事業者が申請する際、提出代行者欄に事業者の名称を冠し記名押印する場合は、事業者印をもって代理権の確認と代理人の身元確認とします。

下記の①、②、③の書類からそれぞれ1つずつ、必要になります。

① 代理権の確認ができる書類 (いずれか1つの <u>原本</u>)
委任状、被保険者本人の介護保険被保険者証、被保険者本人の健康保険証 (官公署から本人に対して発行する書類)
② 代理人の身元確認ができる書類 (いずれか1つの <u>原本</u>)
代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、介護支援専門員証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、法人の登記事項証明書及び個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類 (商号、又は名称、本店又は主たる事務所の所在地が記載されているもの)
③ 番号確認ができる書類 (いずれか1つの <u>写し</u>)
被保険者本人の個人番号カード、通知カード、住民票 (マイナンバーが記載されたもの)、住民票記載事項証明書 (マイナンバーが記載されたもの)